



# 大津市公報

平成 27 年 5 月 29 日  
号外 (第 39 号)

発行所 大津市役所  
発行人 大津市  
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

## 目 次

### ○ 規 則

- 83 大津市補助金等交付規則の一部を改正する規則…………… 1
- 84 大津市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則…………… 1
- 85 大津市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則…………… 1
- 86 大津市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則…………… 2

## 規 則

大津市補助金等交付規則の一部を改正する規則を公布する。  
平成27年 5 月 29 日

大津市長 越 直 美

### 大津市規則第83号

大津市補助金等交付規則の一部を改正する規則  
大津市補助金等交付規則（平成10年規則第32号）の一部を次のように改正する。  
別表第 4 項の表農地集積協力交付金の項の次に次のように加える。

世代をつなぐ農村まるごと 保全向上対策交付金	農業用排水施設、農業用道路その他農用地の保全又は利用上必要な施設の 管理に関する地域住民の共同活動に要する経費に対し交付金を交付し、もって 農業の有する多面的機能を維持し、及びその発揮を図ること。
---------------------------	--

### 附 則

この規則は、平成27年 6 月 1 日から施行する。

大津市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。  
平成27年 5 月 29 日

大津市長 越 直 美

### 大津市規則第84号

大津市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則  
大津市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則（平成21年規則第127号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の見出しを「（建築基準関係規定への適合に係る審査の申出等）」に改め、同条中「（昭和25年法律第 201号）」を削り、同条を同条第 2 項とし、同条に第 1 項として次の 1 項を加える。

法第 6 条第 2 項の規定による申出を行う者は、当該申出に係る長期優良住宅建築等計画が建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条の 3 第 1 項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するか  
どうかの確認審査を要するものであるときは、同条第 7 項に規定する適合判定通知書（以下「適合判定通知  
書」という。）又はその写しを市長に提出しなければならない。

第 4 条に次の 1 項を加える。

- 3 市長は、第 1 項の規定により適合判定通知書又はその写しが提出されたときは、当該適合判定通知書又はその写しを法第 6 条第 3 項の規定により通知した建築主事に送付するものとする。

### 附 則

この規則は、平成27年 6 月 1 日から施行する。

大津市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。  
平成27年 5 月 29 日

大津市長 越 直 美

### 大津市規則第85号

大津市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

大津市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則（平成25年規則第11号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出しを「（建築基準関係規定への適合に係る審査の申出等）」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

法第54条第2項の規定による申出を行う者は、当該申出に係る低炭素建築物新築等計画が建築基準法第6条の3第1項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの確認審査を要するものであるときは、同条第7項に規定する適合判定通知書（以下「適合判定通知書」という。）又はその写しを市長に提出しなければならない。

第3条に次の1項を加える。

- 3 市長は、第1項の規定により適合判定通知書又はその写しが提出されたときは、当該適合判定通知書又はその写しを法第54条第3項の規定により通知した建築主事に送付するものとする。

#### 附 則

この規則は、平成27年6月1日から施行する。

-----  
大津市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年5月29日

大津市長 越 直 美

#### 大津市規則第86号

大津市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

大津市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則（平成26年規則第65号）の一部を次のように改正する。

第11条中「第18条第16項」を「第18条第18項」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成27年6月1日から施行する。